

その他について

● 安全について

山にはハブや刺咬する虫等がいます。また、天候が急変し川が増水する場合などがあります。熱中症等の急な体調変化も起こります。危険に対する備えを怠らないようにしましょう。

● 登山、観光、レジャー等を目的に入山する場合

現在のところ竹富町が定める「西表島入山届」の提出をお願いします。

※様式は、下記のQRコード（九州森林管理局HP）よりダウンロードできます。

※「西表島入山届」の用紙は、最寄りの森林事務所、駐在所、町役場出張所にも備えてありますので現地で記載することも可能です。（詳細は「西表島入山届」のQRコードをご覧下さい。）

※下山後は提出先の機関にご連絡をお願いします。

● 研究者等が調査、試料の採取、学術研究等を目的に入山する場合

「保護林調査申請書」及び「入林届」の提出をお願いします。（森林生態系保護地域以外においては「入林届」のみ提出が必要です。）

※各様式は、下記のQRコードよりダウンロードできます。

※許可証の発行には審査がありますので、最低1か月以上余裕をもって申請をお願いします。

※下山後は提出先の機関にご連絡をお願いします。

● キャンプについて

森林生態系保護地域内におけるキャンプは禁止となっていますので、「南風見田キャンプ場」のご利用をお願いします。

沖縄森林管理署

住 所：〒900-0025 沖縄県那覇市壺川3-2-6壺川ビル3F
TEL：098-918-0210/FAX：098-918-0211

大原森林事務所

住 所：〒907-1434 沖縄県八重山郡竹富町字南風見201
TEL/FAX：0980-85-5308

租納森林事務所

住 所：〒907-1542 沖縄県八重山郡竹富町字西表689
TEL/FAX：0980-85-6201

詳細については、携帯電話のQRコード読み取り機能からどうぞ！



保護林制度



西表島入山届



保護林等調査申請書



入林届



西表島森林生態系保護地域



船浦湾のニッパヤシ群落



スダジイ・オキナワクラジロガシ群落



ウンドルのヤエヤマヤシ群落



サキシマスオウ/キ巨木



イリオモテヤマネコ



カンムリワシ



セマルハコカメ

西表島は、日本列島の常緑広葉樹林帯に位置しますが、大陸の辺縁部にあって豊富な植物相を引き継いでいます。山地にはスダジイ、ウラジロガシが占有し、低地の石灰岩地にはガジュマル、河口部には広大なマングローブ林が広がり、温帯と熱帯の要素が入り混じっています。

西表島の面積は約28,900haで、このうち85%の約24,500haが林野庁所管の国有林となっています。九州森林管理局では、このように遺存種、固有種が数多く生息する、学術的にも価値の高い貴重な森林22,366haを「森林生態系保護地域」として設定し、適切な保全・管理に努めています。

森林生態系保護地域とは

※保護林制度の一つ

● まず始めに保護林制度について

・林野庁所管の国有林には、原生的な生態系や、貴重な野生動植物が生息・生育する森林が多く残されています。大正4年に保護林制度を発足して以来、このような貴重な森林を「保護林」に設定し、自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術的研究等の目的に応じ、自然の推移に委ねた管理等を行っています。

・現在の保護林の区分は、①森林生態系保護地域、②生物群集保護林、③希少個体群保護林の3区分となっており、必要に応じて保護・管理方針や区域の見直し等を行っています。また、「森林生態系保護地域」は、世界自然遺産の「知床」、「白神山地」、「小笠原諸島」及び「屋久島」の登録に当たり、世界遺産としての価値を将来にわたって維持していくための保護担保措置とされています。

● 西表島森林生態系保護地域について

・西表島の国有林は、学術的にも非常に価値の高い森林を擁していることから、西表島の特異な森林生態系を後世に残すことを目的として、平成3年3月、森林生態系保護地域に設定しました。その後約20年が経過し、状況の変化を踏まえ、平成24年と平成27年に区域を拡張しました。

・森林生態系保護地域は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる「保存地区」と、保存地区的緩衝帯としての役割を果たす「保全利用地区」に区分されています。

・この区分は以下の図面のとおり定めています。区分ごとの利用については、右ページの「森林生態系保護地域の区分とその利用について」をご覧下さい。



● 森林生態系保護地域の区分とその利用について

	保存地区 (9,999ha)	保全利用地区 (12,367ha)
基本的事項	原則として人手を加えずに自然の推移に委ねます。	天然林は保存地区と同様、人工林は自然災害や病虫害対策以外の森林施業は行わず、自然の推移に委ね、天然林への移行を図ります。
	必要に応じて行うことができる行為は以下の通りです。 ア 学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他公益上の事由により必要と認められる行為 イ 山火事の消火、大規模な林地崩壊等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ウ 保全利用地区における地域住民によるイノシシ猟等及び山菜等の採取 エ その他法令等の規定に基づき行うべき行為 等	
	一般の利用に供する歩道等	一般的の登山者、地域住民等による登山道等の利用は、管理者がいる道（図面上の点線部分）に限り利用できます。また、一般的の登山者へは、西表島森林生態系保護地域の保全の重要性について的確な現地解説を行い、適切に安全対策を講じるなどの必要な資質を備えた案内者（例えば、地元自治体や地域協議会等が認定・登録したガイド等）が同行するよう働きかけます。 また、非常時以外のテント設営は認めません。
具体的な事項	原則として利用できません。	一般的の登山者及び地域住民等による登山道等の利用は、希少種に影響を与える恐れ、崩壊等の危険がある箇所を除いた、管理者がいる道（図面上の点線部分）または、従来から地元住民等が利用している既存のルートに限り利用できます。また、一般的の登山者へは、保存地区と同様、必要な資質を備えた案内者が同行するよう働きかけます。 また、宿泊を伴う登山やキャンプは禁止ですが、非常時以外のテント設営は、図面上の2箇所のみ可能です。
	その他のエリア	一般的の登山者等が立ち入る際には、必要な資質を備えた案内者が同行するものとします。 地域住民は、伝統文化の継承や地域振興の観点から必要となるイノシシの狩猟、山菜等の採取を行うことができます。ただし、国内希少野生動植物種や天然記念物等に指定されている希少種の採取は認めません。
	調査・研究目的による利用	調査研究目的で入林する研究者等については、保護林調査申請書等の必要書類を提出し、許可を得た上で入林するものとします。目的箇所までは原則歩道を利用し、調査に当たっては許可条件に基づき、森林生態系に悪影響を及ぼさないよう留意することとします。
	その他	森林生態系保護地域全域において、たき火は禁止とします。ただし、テント設営箇所や緊急時避難箇所等の下層植生がない場所に限り、直火とならない火器類（バーナー、ランタン、ヒーターなど）の利用については、火災の危険性に留意の上できるものとします。

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」 の世界自然遺産登録への取組み

西表島森林生態系保護地域は、世界自然遺産の推薦区域となっており、現在、環境省、林野庁、地元自治体等が一体となり、西表島の貴重な自然を後世に遺すため、ルール明確化に向けて取り組んでいます。今後、原生的な生態系や貴重な動植物を良好な形で継承していくためのルールが整理及び強化された場合には、引き続き皆様のご理解とご協力を頂けるようお知らせすることとしています。